

9月21日(火)～30日(木)

秋の全国交通安全運動

「やさしさが 走るこの街 この道路」

期間中は、交通安全推進協議会の委員が主要交差点での街頭指導や、広報車による広報活動を行います。また、交通安全運動に先駆けて、交通安全フェスティバルや交通安全講習会が開催されますので、ぜひご参加ください。

【交通安全フェスティバル】

日時 9月11日(土) 午後1時30分開場 2時開演
場所 キララホール(あきる野市)
内容 ▶式典(1日警察署長委嘱式など)
▶アトラクション(山口かおる歌謡ショー、福生交通安全協会吹奏楽部演奏会など)

【交通安全講習会】

日時 9月17日(金) 午後7時～8時
場所 町民会館2階ホール
内容 福生警察署員の講話 および交通安全ビデオの上映



問合せ 地域振興課 ㊟557-7610

羽村・瑞穂地区学校給食センター

臨時職員(パート)募集

職種 給食調理補助業務および諸業務
募集人員 若干名
雇用予定日 10月1日
勤務時間 月～金曜日の午前8時30分～11時30分 ※祝日は除きます。
時給 860円
採用方法 1次選考…書類審査 2次選考…面接
申込み 9月1日(木)から10日(金)までの午前9時から午後4時まで、市販の履歴書に必要事項を記入し、羽村・瑞穂地区学校給食センター(羽村市神明台4-2-19)へご持参ください。

問合せ 羽村・瑞穂地区学校給食組合給食課職員係 ㊟554-2084

警視庁からのお知らせ

【家出少年等の相談】

警視庁では、年間を通じて、少年の家出や非行、福祉犯罪被害の悩み等の相談に応じています。
場所 警視庁少年育成課八王子少年センター(平日のみ) 八王子市高倉町68-5 (JR北八王子駅下車)



電話相談 ヤング・テレホン・コーナー ㊟03(3580)4970

問合せ 警視庁少年育成課八王子少年センター ㊟642-1677

【身元不明者相談所の開設】

開設期間 9月1日(水)～30日(木) 午前9時～午後4時30分(土・日曜日、祝日も開設しています)

問合せ 警視庁身元不明相談室 ㊟03(3581)4321 内線46251

平成23年春入校

防衛大学校・防衛医科大学校学生募集

応募資格 (平成23年4月1日現在) 高卒(見込含む)で21歳未満の方
受付期間

- ▶防衛大学校(推薦) 9月6日(月)～9日(木) (一般) 9月6日(月)～10月1日(金)
▶防衛医科大学校 9月6日(月)～10月1日(金)
▶防衛大学校(推薦) 9月25日(土)・26日(日) (一般) 11月6日(土)・7日(日)
▶防衛医科大学校 10月30日(土)・31日(日)

看護学生(看護師)

応募資格 (平成23年4月1日現在) 高卒(見込含む)で24歳未満の方
受付期間 9月6日(月)～10月1日(金)
試験日程 10月23日(土)

問合せ 自衛隊福生募集案内所 ㊟551-4725



飲用井戸設置状況等調査

東京都は、土壌汚染対策に活用するため、飲用井戸の設置状況等の調査を今月から順次行う予定です。調査対象世帯に、調査員が訪問または電話による聞き取りを行います。ご協力をお願いします。 問合せ 東京都環境局環境

○高校生・著名人の人権メッセージパネル展等
日時 9月3日(金)～5日(日) 午前9時～午後8時
場所 都庁第一本庁舎南展望室
○講演と映画の集い
日時 9月3日(金) 午後1時～4時10分
場所 都庁第一本庁舎5階大会議場
問合せ 東京都総務局人権部人権施策推進課 ㊟03(5388)2588

東京都宅地建物取引業協会 無料街頭不動産相談
日時 9月18日(土) 午前10時～午後3時
場所 (社)東京都宅地建物取引業協会西多摩支部事務所前(青梅市河辺町10-10-4)
※西友河辺店裏
相談項目 法律・税務・建築・一般
問合せ (社)東京都宅地建物取引業協会西多摩支部 ㊟0428(24)1005

東京都宅地建物取引業協会 無料街頭不動産相談

不動産に関する法律、税務、取引等の相談を弁護士・税理士取引主任者が無料で行います。一切、口外することはありません。相談内容の資料があればご持参ください。
日時 9月13日(月) 午前10時～午後4時
場所 町民会館1階会議室
問合せ (社)全日本不動産協会 東京都本部多摩西支部 ㊟0428(20)0840

不動産無料相談会

住宅防音工事の業者選定は慎重に

「国から依頼された業者が訪問してきた」、「防音工事の対象外なのに、工事ができると勧められた」、「早く防音工事をやらないと、補助金が出ないと契約をせかされた」、「工事の仕上がり具合が悪いのに、やり直しをしてくれない」などの相談が寄せられています。住宅防音工事は、対象区域の住宅の所有者等が、横田飛行場に離発着する航空機の騒音を防止、軽減するための工事を行う場合に、国(防衛省北関東防衛局)が補助を行うものです。業者選定に国は関与していません。対象区域外の工事に、国が補助金を交付することはありません。対象区域内であっても、基準日以前に建てられた住宅に限られます。現地調査を行い、対象とならないこともあり。また、区域により、防音仕様にする工事内容に違いがあります。防音工事の諸手続きを代行している事業者もあるようですが、事業者任せにしないで、自分自身で本当に必要な工事なのかよく考えましょう。補助金が交付されるからと安心せず、複数の事業者に見積書を作ってもらい、施工事例を見学させてもらうなど、事業者選定は慎重に行いましょう。
問合せ
▼消費者生活相談窓口 ㊟557-7633
▼東京都消費生活総合センター相談課 ㊟03(3235)1155
【住宅防音工事助成手続きについて】
▼北関東防衛局企画部住宅防音課 ㊟048(600)1821・1822・1838
▼横田防衛事務所 ㊟551-0319
▼瑞穂町企画総務部秘書広報課基地・渉外係 ㊟557-7476